

# 淀川河川公園基本計画

平成 20 年 8 月 25 日

国土交通省近畿地方整備局

## 目 次

### I 淀川河川公園基本計画改定にあたって

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. はじめに .....            | 1 |
| 2. 淀川河川公園整備の経緯 .....     | 2 |
| 3. 淀川河川公園基本計画改定の背景 ..... | 3 |
| 4. 現状の問題点 .....          | 6 |

### II 整備及び管理運営の基本方針

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 整備方針 .....   | 8  |
| 2. 管理運営方針 ..... | 10 |

### III 整備及び管理運営計画

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 整備計画 .....   | 11 |
| 2. 管理運営計画 ..... | 15 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 淀川河川公園基本計画とりまとめにあたっての委員長挨拶 ..... | 24 |
|----------------------------------|----|

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 参考 1 淀川河川公園基本計画改定委員会の構成 ..... | 25 |
|-------------------------------|----|

|                  |    |
|------------------|----|
| 参考 2 検討の経緯 ..... | 26 |
|------------------|----|

# I. 淀川河川公園基本計画改定にあたって

---

## 1. はじめに

淀川流域は、古来よりわが国の政治経済と文化の中心地として栄え、淀川は流域の灌漑用水や飲み水として、また豊かな漁場等として活発な利用がなされてきた。特に江戸時代には、三十石船で代表されるように京都・大阪を結ぶ交通の大動脈として人や荷物を運び、西国街道、京街道、木津路等の陸路とのネットワークが形成されていた。また、古くは、茨田の堤や難波の堀江として伝えられる工事や太閤堤、文祿堤の築造など洪水との闘いも営々と行われてきた。さらには、その淀川の風景は、万葉集に見られるように数多くの和歌に詠まれたり、紀行文として名高い土佐日記に描かれたりするなど、淀川を舞台とした文化が育まれてきた。このように、淀川は人々に多くの恵みを与え、また、時には脅威として人とのきわめて密接な関わりを持ちながら長い歴史を刻んできた。

近代に入り、上流からの土砂流出によって水深が浅くなった淀川においては、明治7年(1874)からオランダ人を招いて航路を確保するための低水路工事が行われた。粗朶を用いた水制工が全川にわたって設置され、航路機能の回復を図るとともに、周辺に土砂が堆積することによって、後にワンド群となり、タナゴ類やコイ、フナなどの在来種にとって望ましい生息・生育環境が形成された。河岸沿いに広がる広大なヨシ原などの湿地性植物と相まって、河川特有の多様な生態系が形成されるとともに、淀川の特徴的な風景が形づくられた。

しかしながら、戦後になり、相次ぐ洪水によって、抜本的な治水対策が望まれたことにより、河床を掘り下げて河川の断面積を大きくする工事が行われ、その結果、ワンド群の消失をはじめとして水域と陸域が分断されるなど生物の生息・生育環境は大きく劣化してきており、多くの固有種の絶滅が危惧されている。また、昭和47年(1972)に淀川河川公園の整備が始まって以来30年以上が経過しているが、河川環境の保全・再生を前提とした利用がなされているとは言い難い状況となっている。

さらに、環境基本法の制定や河川法の改正など環境に対する関心の高まり、市民参加や良好な景観形成と歴史的文化的資産保全の機運の高まりなど淀川河川公園をめぐる状況は大きく変化しており、新しい概念の河川公園像が求められている。

このため、淀川河川公園が抱えている様々な問題点を踏まえ、昭和54年(1979)に改定された『淀川河川公園基本計画』を抜本的に見直し、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指して、『淀川河川公園基本計画』の改定を行うものである。

## 2. 淀川河川公園整備の経緯

戦後になり、昭和 28 年の洪水をはじめ増水が相次いだことや、淀川流域の人口・資産が増大したことなどを踏まえて昭和 46 年（1971）に行われた『淀川水系工事実施基本計画』の計画高水流量の改訂に合わせ、淀川下流での河道改修に伴い河川敷の整備を行うこととなった。人口・資産の集中による生活環境の悪化などの状況のもと公共の緑地を求める声が強くなる中で、国民の体力づくりの機運の高まりや都市の過密化による土地不足の深刻化を背景として、河川敷の公共利用をある程度認める河川敷地占用許可準則が制定されていたことも相まって、広大な河川敷を河川公園として住民に開放するため、昭和 47 年に淀川河川公園の整備を始めた。そして、昭和 50 年（1975）には『淀川河川公園基本計画』を策定した。

この『淀川河川公園基本計画』では、淀川河川公園は「治水・利水の整備計画との調和をはかりつつ、大阪、京都府境から下流域における、自然環境の保全とレクリエーション施設の整備を図り、淀川の河川敷という条件を活かして、他の都市公園では実現できない新しいタイプの公園を具現」することとした。このために、「自然生態系の調査、観察及び種の保存の場として、淀川における特色ある自然環境を保全することを目的とする」地区を自然地区、「利用の圧力が自然地区に直接及ぶのを緩衝する機能を持たせ、自然地区の保全に寄与する」とともに「自由広場として、動的利用というよりむしろ散策、休養等静的利用及び野草園等の教育園、教材園により、児童、少年が自然観察及び遊びを通して自然との接触を図る」地区を野草広場地区、「運動施設、遊戯施設、修景施設、便益施設等の施設を集中して整備し、動的、静的利用を積極的に図る」地区を施設広場地区とする 3 つの地区区分を設定した。

その後、昭和 54 年に、淀川周辺の急速な都市化に伴う公園利用範囲の広域化ならびに利用密度の高度化等、近畿圏における広域公園としての淀川河川公園の役割を踏まえて、『淀川河川公園基本計画』を改定した。その内容は、淀川大橋から河口部までの範囲を新たに計画対象に加えるとともに、周辺の都市における運動施設の絶対的不足を背景とした当時の社会的な要請にもとづき、運動施設を確保するための地区の配置の見直しを行い、施設広場地区を暫定的に拡大するものであった。この見直しにより、公園全体の面積に対して自然地区の面積が約 20%、野草広場地区の面積が約 45%、施設広場地区の面積が約 35%となった。

以降、改定した『淀川河川公園基本計画』に基づいて整備、管理運営を進め、平成 20 年（2008）3 月時点で、平成 9 年（1997）に定めた計画面積 962.1ha に対し 225.7ha が開園している。

### 3. 淀川河川公園基本計画改定の背景

#### (1) 淀川河川公園をめぐる状況の変化

昭和 54 年の『淀川河川公園基本計画』の改定以降、30 年近くが経過したが、社会的な要請にもとづき、グラウンド等の整備を優先的に行うなど「施設広場地区」の整備を先行して行ってきた。その間、淀川の自然環境の減退など淀川河川公園をめぐる状況は以下のように変化しており、『淀川河川公園基本計画』の抜本的な改定が必要となっている。

##### ① 社会情勢の変化

平成 4 年（1992）にリオ・デ・ジャネイロで地球サミットが開催されるなど、環境に関する様々な問題が意識されるようになり、環境保全への人々の関心が高まった。こうした動きを受け、平成 5 年（1993）に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を理念とする環境基本法が制定された。また、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、平成 9 年（1997）に河川法が改正され、河川法の目的に「治水」、「利水」に加えて新たに「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。

しかしながら、その後 10 年を経過しているが、淀川の河川環境は今も悪化し続けており、淀川河川公園においては、これらの趣旨を反映させた整備及び管理運営について取り組むことが検討課題となっている。

また、社会の様々な分野における市民参加の気運の高まりを背景に、NPO 法の制定や、河川法など各種法律の中で市民の意見を聴くための手続きを踏むことが位置づけられるなど、市民参加の取り組みを推進することが求められている。さらに、良好な景観や歴史的文化的資産の保存・活用に関する国民の関心の高まりを受け、平成 16 年（2004）に景観法が制定されるとともに、歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方について検討が重ねられている。

なお、河川利用の増大・多様化等を背景に、平成 6 年（1994）に河川敷地占用許可準則が改定され、河川敷と堤防、水面が一体的に公園として整備される場合には、堤防と水面の占用が認められるようになった。

こうした情勢の変化に対応した淀川河川公園の整備及び管理運営を行うことが検討課題となっている。

## ② 自然環境の変化

戦後になり、相次ぐ出水によって、抜本的な治水対策が望まれたことにより、河床を掘り下げて河川の断面積を大きくする工事を行い、低水路と河川敷を整備した。この低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少しており、河川の横断方向及び縦断方向の連続性の分断を招いている。また、淀川大堰をはじめとするダム・堰等の水資源開発施設による中小洪水時の貯留等が流況の平滑化を招き、水位変動や攪乱を減少させている。

また、河川敷に整備している淀川河川公園では、昭和 54 年に改定した『淀川河川公園基本計画』において定めた地区区分計画に基づき、自然地区、野草広場地区、施設広場地区を明確に区分し、かつ今日まで見直しを行ってこなかったこと、さらに社会的な要請によりグラウンドを含む施設広場地区の整備を先行させてきたことも相まって、生物の生息・生育環境が悪化している。

こうした河川整備や公園整備により、水域と陸域が分断され、ワンド群やヨシ原が消失するなど、かつては多くの固有種が生息・生育し、多様な動物・植物相を形成してきた淀川の生物の生息・生育環境は大きく劣化してきており、多くの固有種の絶滅が危惧されている。また、これらの変化を受けて、外来種の増加、在来種の減少、湿地性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた淀川の生態系に大きな変化が顕れている。

## ③ 利用に関する変化

淀川河川公園は、平成 19 年（2007）度には約 500 万人の来園者を迎え、広域的なレクリエーションの場としての役割を担ってきている。

近年は、高齢者数の増加、少子化の急速な進行など我が国の社会が変化する中で、健康づくりや文化活動、自然とのふれあいなど様々な余暇活動の場としての役割のほか、特徴ある水辺の景観を保全する、川にまつわる歴史・文化資源を活かす、都市の防災性を向上させる、川と人をつなげるなど、淀川河川公園に対して様々な役割が求められるようになってきている。また、淀川において長年育まれてきた生態系に変化が顕れている中で、淀川の自然環境を損なわないよう留意しながら、水とのふれあいなど河川の魅力を発揮し、淀川ならではの空間特性を活かした利用が求められるようになってきている。

## (2) 淀川河川公園フォローアップ委員会の設置

このような淀川河川公園をめぐる状況の変化の中で、淀川河川公園の果たしてきた役割や整備効果についての現状分析や評価を行い、これからの淀川河川公園のあるべき姿を提言するための「淀川河川公園フォローアップ委員会」を平成12年(2000)に設置し、約7ヶ月間4回にわたる審議の結果、『淀川河川公園基本計画改訂に向けた提言』(平成13年(2001)8月)をまとめた。この要旨は次の4点にまとめられ、この提言を踏まえて、当初の基本計画を改定するよう求めている。

- 1) 自然環境の保全と再生・創出に役立つ公園計画
- 2) 歴史と文化を取り入れた公園計画
- 3) 淀川にふさわしい利用ができる公園計画
- 4) まちと淀川をつなぐ公園計画

以上の背景のもと、『淀川河川公園基本計画』の改定を行うべく、平成16年7月に「淀川河川公園基本計画改定委員会」が設置され、十三、太間、芥川、楠葉の4つの地区をケーススタディとして選定し、具体的な現況と評価、課題について検討が重ねられてきた。その議論を踏まえ、『淀川河川公園基本計画』の改定を行うものである。

## 4. 現状の問題点

「淀川河川公園基本計画改定委員会」では、ケーススタディの検討などを通じ具体的な現況と評価、課題などについて検討してきた。その中で得られた問題点として、自然環境の問題を中心に以下の項目が挙げられる。

- 1) 低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差等により、河川の横断及び縦断方向の連続性が分断され、ワンドやたまりが減少している。また、河川敷の干陸化などが進み、陸地性植物の繁茂が見られ、ヨシ原や攪乱によって生ずる草地が減少している。
- 2) 当初の基本計画において定めた地区区分計画を今日まで見直しを行ってこなかったことにより、自然地区同士をつなぎ、かつ自然地区への利用の圧力を緩衝する機能を担う野草広場地区の整備が進捗せず、自然地区の自然環境の基盤が弱くなったことも相まって、生物の生息・生育環境が悪化している。
- 3) 昭和 54 年の『淀川河川公園基本計画』の改定により、暫定的な措置として施設広場地区の拡大を行ったが、いまだこの措置は継続しており、「河川の生態系の保全を前提とした利用」の観点から、その見直しが課題となっている。
- 4) 野草広場地区については、当初の基本計画において「季節感の回復及び青少年の自然のもとでの伸び伸びとした遊戯、自然観察の場の確保を図ること」と位置づけていた。しかし、現在に至るまでその多くが未開園となっており、その面積の大半が淀川河川公園の整備が始まる以前からゴルフ場等の占用施設が設置されているなど、その課題の解決が必要となっている。
- 5) 施設広場地区においては、単一の利用目的の施設であるグラウンド等を数多く整備してきた一方で、多目的な利用の場の提供が十分ではない。また、既存の公園施設については施設の使いやすさや快適性の観点から改善の余地がある。
- 6) 身近な自然とのふれあいや川での遊び、健康づくり、歴史・文化資源にふれるなど多様な利用が求められるようになってきているが、それに対応する利用の場や利用プログラムの提供が十分ではない。
- 7) 自然環境の状況や利用状況、利用ニーズを継続的に把握し、利用者の意見を踏まえ、整備や管理運営の改善に反映させる取り組みが十分に行われてこなかった。
- 8) 淀川河川公園として市民参加の推進に取り組むことが求められ



ている中、利用者を始めとする淀川河川公園に関わる多様な主体の参加と連携を図りながら整備及び管理運営を行う取り組みが十分に行われてこなかった。

## II. 整備及び管理運営の基本方針

「I. 淀川河川公園基本計画改定にあたって」を踏まえ、これからの淀川河川公園は、「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にする」という認識のもとで、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指す。

そのため、「川が川をつくる」のを手伝うという考え方を念頭に、自然が保全・再生するきっかけをつくるための対策を試行し、しばらく様子を観察し、必要に応じてまた試行することを重ねながら淀川の自然環境の保全・再生を図る。その上で、利用については、淀川水系河川整備計画（案）（平成20年6月）において『川でなければできない利用、川に活かされた利用』を推進する観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする」とされていることを鑑み、多様な主体の参加と連携のもと、すべての生物と共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる河川公園とする。

なお、本基本計画の対象期間は、おおむね20～30年間とし、対象区域は、淀川本川の三川合流部付近から河口までの間、堤防の居住側における既存のサービスセンターの設置区域、及び現在河畔地区として設定されている地区とする。

ただし、今後の自然環境の状況や社会動向、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ、必要に応じて見直す。

### 1. 整備方針

#### （1）ゾーニング計画を新たに定める

当初の基本計画における地区区分計画を改め、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようなゾーニング計画を新たに定める。

#### （2）淀川の自然環境の保全・再生を図る

河川の横断及び縦断方向での自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観が保全・再生されるよう、水際における河川形状の修復などにより、干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまりをはじめとする水陸移行帯や淀川固有の生物が

生息・生育できる場の保全・再生を図る。

### **(3) 淀川らしい利用ができるようにする**

#### **① 淀川の自然環境と利用との調和を図る**

水とのふれあいなど河川の魅力を発揮し、淀川ならではの空間特性を活かした利用など、淀川の自然環境を次世代に引き継ぐことができる、すなわち持続可能な利用がなされるよう、社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境と利用との調和を図る。

#### **② 淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる**

淀川の自然環境の特性を損なわないよう留意しつつ、地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる。

#### **③ 淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ**

水辺の風景を楽しみながら散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺の都市におけるまちづくりと連携を図り、周辺の地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊・サイクリングのルート設定や、広域避難地としての役割を担うなど、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う。

#### **④ 淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる**

水辺越しに見える都心部の眺望景観、背景の北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体となったおおらかな景観等との調和を図りながら、淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる。

### **(4) 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす**

渡しや舟運、旧毛馬閘門・洗堰や川港跡、樋跡、三川合流部などについて、保存や展示、その言い伝えを後世に伝えることを行うなど、淀川にまつわる歴史・文化に関する資源を活かす。

## 2. 管理運営方針

### (1) 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行う

自然環境の保全・再生や淀川らしい利用のための整備及び管理運営を行う中で、自然環境の保全・再生状況や利用状況の事後調査・分析を行い、必要に応じて整備及び管理運営等の内容を見直す。

### (2) 安全、快適に利用できるようにする

河川に立地する公園として、利用者には一定の自己責任が伴うという原則のもと、健全かつ秩序ある利用を促し、安全かつ快適に利用できるようにする。

### (3) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす

古くから人との関わりの中で形成されてきた淀川を知ってもらい、理解を深めてもらえるよう、広報活動及び体験プログラムの実施等を通じて、淀川にふれ、学ぶための機会を増やすとともに、淀川河川公園における整備及び管理運営の方針について周知する。

### (4) 多様な主体の参加と連携を図る

地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるとともに、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を反映するため、整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等、淀川河川公園に関わる多様な主体の参加と連携を図る。

## Ⅲ. 整備及び管理運営計画

---

### 1. 整備計画

#### (1) 各ゾーンにおける整備の目的と内容

「Ⅱ. 1. 整備方針」を踏まえ、当初の基本計画において定めた地区区分を改め、淀川特有の自然環境を有する場所などの保全・再生や水陸移行帯の縦断方向への連続性の確保を図るとともに、淀川の自然の中で水に親しみ、憩う場をつくるため、新たに「自然環境保全・再生ゾーン」、「水辺環境保全・再生ゾーン」、「多目的利用ゾーン」の3つのゾーンを、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するよう設置する。多目的利用ゾーンと他のゾーンが接する部分については、地形形状などが緩やかに移行するよう多目的利用ゾーンに緩衝帯を確保する。

##### ① 自然環境保全・再生ゾーン

干潟や砂州、ヨシ原、ワンドなどの淀川特有の自然環境を有する地区などにおいて、河川敷の切り下げ、干潟やワンドなどの保全・再生など地区の特性を踏まえながら生物の生息・生育の場の保全・再生を図るゾーンとする。自然環境の保全・再生を優先し、人の立ち入りを抑制するなど利用調整を図る。

利用及び管理運営のための施設については、自然環境の保全・再生を図る上で必要な副園路及び安全施設を除き、設置しない。

##### ② 水辺環境保全・再生ゾーン

水位の変動により攪乱される水陸移行帯等の自然環境の保全・再生を図るため河川敷の切り下げを行うなど、水際に沿って横断及び縦断方向の河川形状の修復に取り組み、その上で、自然環境の特性を損なわないよう留意しつつ、散策や観察などを通じて自然とふれあえるゾーンとする。河川形状の修復過程においては、自然環境の保全・再生に対して影響を与えないよう留意する。

利用及び管理運営のための施設のうち、便益施設、広場、主園路、サービスセンターについては設置しない。

### ③ 多目的利用ゾーン

水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場として、世代を問わず多様な利用者が、安全かつ快適に楽しむためのゾーンとする。

この3つのゾーンの設置の考え方を踏まえ、各ゾーンの配置を模式的に示したものを別図1及び2とし、淀川河川公園のゾーニング計画を別図3のように定める。

ゾーニングについては、自然環境の状況や社会動向、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ、自然環境の保全・再生が図られた場合は、自然環境保全・再生ゾーンや水辺環境保全・再生ゾーンを拡大するなどの見直しを行う。

今後の整備目標となる別図3のゾーニング計画に基づく各ゾーンの面積及び構成比については下記の通りとする。

表1 各ゾーンの面積及び構成比

| ゾーン名称            | 面積<br>(ha) | 構成比 (%) |
|------------------|------------|---------|
| 自然環境保全・再生ゾーン     | 273        | 22%     |
| 水辺環境保全・再生ゾーン     | 569        | 47%     |
| 多目的利用ゾーン（緩衝帯を含む） | 374        | 31%     |
| 合計               | 1,216      | 100%    |

## (2) 施設整備計画

利用及び管理運営のための施設の設置にあたっては、治水面での支障を与えないことなどを前提に、淀川の水辺景観や自然環境の特性を損なわないよう各地区の特性に応じて配置や構造・形状などを検討する。また、利便性や安全性についても留意し、以下に示す主な施設についての考え方等を踏まえ、必要性を十分検討の上、必要なものに限る。

### ① 広場

様々な遊びやイベント、運動など多目的な利用ができる場として、必要に応じて設置する。既存のグラウンド等については、施設の利用状況や利用者の意見等も勘案しながら、周辺自治体と調整を図り、多目的に利用できる広場に転換するなどの取り組みを行う。

なお、淀川河川公園の大半が周辺の都市の地域防災計画の広域避難地として位置づけられているため、必要なスペースの確保にあたっては、関係自治体との調整を図る。

### ② 園路

変化する淀川の水辺の風景観賞や周辺の地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策、自然観察などに利用できる施設として、必要に応じて設置する。また、眺めの良いところには眺望ポイントを確保する。

設置にあたっては、主園路と副園路に分類する。主園路は、散策・周遊・サイクリングが楽しめるよう、既存の緊急用河川敷道路や自転車道、園路を活かし、また周辺の地域の遊歩道や上流とのつながり等も考慮しながら、必要に応じて設置する。副園路は、自然観察や自然環境保全・再生の活動などを通じて自然とふれあうために必要に応じて設置を検討し、特に自然環境保全・再生ゾーンにおいては、自然環境の保全・再生を図る上で必要なものに限る。

### ③ 便益施設

誰もが快適に淀川河川公園を利用できるように、必要に応じて、広場の周囲や園路に沿って、駐車場、水飲み場、管理詰め所等を設置する。また、快適性を高めるための高木植栽による日陰の確保、水洗トイレの設置、バリアフリー対応施設の充実などを図る。

なお、既存の船着場などを活用した舟運、カヌーや手漕ぎボート等の利用が活発になってくる場合には、河川公園の利用との調整を図り、必要に応じて相互の利用が可能な施設の設置を検討する。

### ④ 安全施設・案内施設

河川公園内の利用の案内表示や利用上の注意喚起、淀川の自然環境や歴史・文化資源の解説等を行うため、また、利用者の安全確保を図るため、必要に応じて柵や標識等を設置する。自然環境保全・再生ゾーンにおいては、安全確保を図るための柵や標識等に関し設置を検討する。

### ⑤ サービスセンター

運動施設の利用案内に加えて、休憩、飲食、展望や、河川レンジャーや市民団体などによる淀川に係る体験講座や自然環境学習等の様々な活動が行われる場として位置づけ、既存施設の改修を行うとともに、必要に応じて堤防の居住側において新たに設置する。

表 2 施設整備計画一覧表

|           |     | 自然環境保全・再生ゾーン               | 水辺環境保全・再生ゾーン | 多目的利用ゾーン |
|-----------|-----|----------------------------|--------------|----------|
| 広場        |     | ×                          | ×            | ○        |
| 園路        | 主園路 | ×                          | ×            | ○        |
|           | 副園路 | △（自然環境の保全・再生を図る上で必要なものに限る） | ○            | ○        |
| 便益施設      |     | ×                          | ×            | ○        |
| 安全施設・案内施設 |     | △<br>（安全施設に限る）             | ○            | ○        |
| サービスセンター  |     | （堤防の居住側で設置）                |              |          |

- （凡例） ○ … 設置可能（必要性を十分検討のうえ、必要なものに限る）  
 △ … 条件付きで設置可能（ 〃 ）  
 × … 設置しない



## 2. 管理運営計画

### (1) 各ゾーンにおける管理運営の目的と内容

「1. 整備計画」の「(1) ①各ゾーンの整備の目的と内容」を踏まえ、以下に基づき各ゾーンの管理運営を行う。

#### ① 自然環境保全・再生ゾーン

地区全体が水位の変動による攪乱の影響を受けることを念頭に置きながら、地区ごとの特性に応じて干潟や砂州、ヨシ原、ワンドなどの自然環境の保全・再生に資する管理運営のあり方について検討する。

人の立ち入りを抑制するなどの利用調整にあたっては、利用可能な場所や時間、人数を制限するなどの利用ルールを必要に応じ設定するとともに、自然環境の保全・再生を妨げるような行為を禁止する。

#### ② 水辺環境保全・再生ゾーン

河川形状の修復の状況に応じて水位の変動による攪乱の影響を受けることを念頭に置きながら、攪乱によって生ずる生物の生息・生育環境の保全・再生などに資する管理運営のあり方について検討する。

散策や観察などを通じての自然とのふれあいが適切に行われ、自然環境の保全・再生を妨げられないことがないよう利用マナーの周知などを行う。また、河川形状の修復過程においては、必要に応じて、利用可能な場所や時間、人数を制限するなどの利用ルールを設定する。

#### ③ 多目的利用ゾーン

利用内容に応じて利用可能な場所を分けるなどの利用調整を行い、特に大規模なイベント利用等が行われる場合には、関係機関と調整を図り、安全な利用が行われるよう心がける。また、動植物の生息・生育状況に留意した管理運営を行う。

## (2) 自然環境の保全・再生や淀川らしい利用のための管理運営

事前に河川の状況や動植物の生息・生育状況、利用状況、利用者の意見などの調査を行い、自然環境の変化や利用形態を想定し、地区ごとの特性に応じた計画を検討する。その上で、自然環境の保全・再生や淀川らしい利用のための整備及び管理運営を行う。また、自然環境の保全・再生状況や利用状況の事後調査・分析を継続的に行い、必要に応じて地区ごとの計画や整備及び管理運営等の内容の見直しとともに、他の地区の計画等に反映させる。

また、河川に立地する公園として、利用者が安全かつ快適に利用できるようにするため、利用マナーの周知や不適切な利用への注意、公園施設の適正な点検・管理などを行うとともに、利用者には一定の自己責任が伴うという原則のもと、水辺の利用には危険性があるということの周知などを行い、以下に示す主な項目についての考え方等を踏まえ、地区毎の特性に応じた管理運営を行う。

### ① 点検・補修、除草、清掃

河川公園を安全かつ快適に利用できるよう、公園施設を適正に管理するため、動植物の生息・生育状況に留意しつつ、園路や広場、トイレ、水飲み場等公園施設の点検・補修、除草、清掃などを計画的かつ定期的に行う。

### ② 広報

淀川河川公園における整備及び管理運営の方針や内容、利用マナー等について周知を図る。また、淀川の自然環境や歴史・文化にふれ、学ぶための機会をつくるため、パンフレットの作成、インターネット等による情報発信、サービスセンターにおける展示などを行うとともに、利用プログラムやイベント等の情報提供を行う。

### ③ 利用プログラム

淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、ガイドなどが同行しながら淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ体験講座など様々な素材を活かした利用プログラムや、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動などのイベントを実施する。

#### ④ 出水時等対応

出水により河川敷の冠水が予測される場合には、利用者の安全を確保するとともに、流水の疎通に支障をきたす恐れがある公園施設を撤去する。また、津波警報が発令された時及び高潮の発生が予測される場合にも同様の対応を図る。

#### ⑤ 管理運営体制

通常時及び緊急時の系統的な管理運営を適切に行うため、サービスセンターを拠点に、必要な人員を配置する。

### (3) 多様な主体の参加と連携を図るための仕組みづくり

整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等淀川河川公園に関わる多様な主体の参加を求め、相互の信頼関係に基づいた連携を図る。

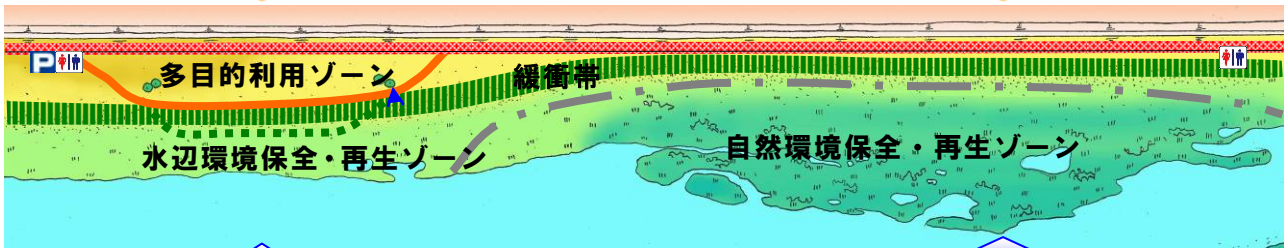
この一環として、地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるとともに、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を反映するため、多様な主体からなる開かれた地域協議会（仮称）を設置し、地区ごとの特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営を行うための協議を行う。

また、本基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営が適切に行われているかどうかの点検を行うため、地域協議会（仮称）の代表、学識経験者、管理者などからなる全体協議会（仮称）を設置する。

# 別図1 ゾーニング模式平面図

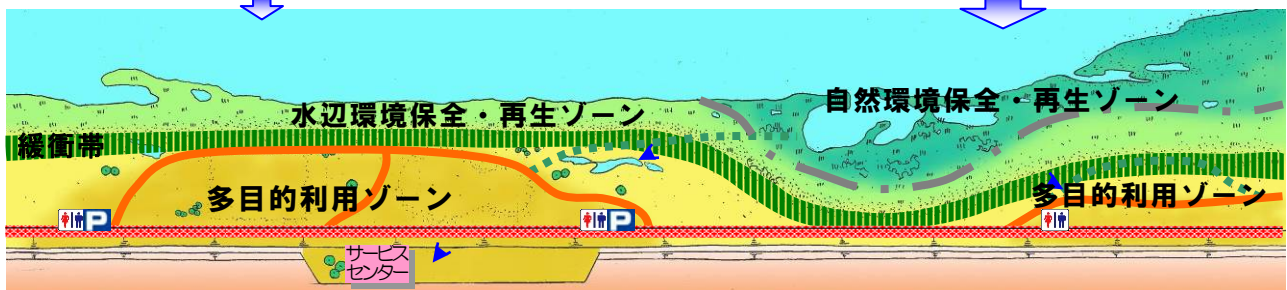
都市の状況や公園利用の利便性等を踏まえ利用ニーズが小さい地区

都市の状況や公園利用の利便性等を踏まえ利用ニーズが小さい地区



自然環境の保全・再生のポテンシャルが相対的に低い地区

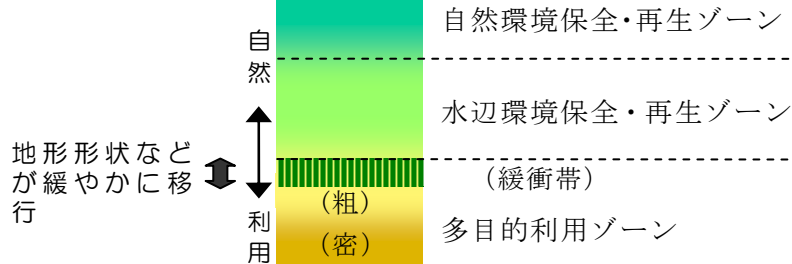
河川の状況や自然環境の保全・再生状況等を踏まえ、生物の生息・生育の場としてとくに重要な地区



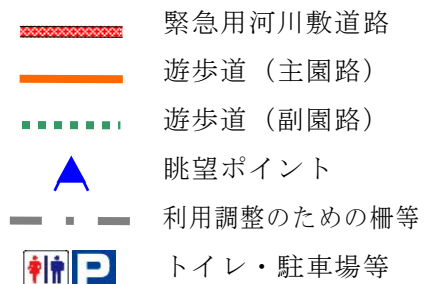
都市の状況や公園利用の利便性等を踏まえ利用ニーズが大きい地区

都市の状況や公園利用の利便性等を踏まえ利用ニーズが大きい地区

## ○ 各ゾーンの凡例



## ○ 利用のための施設の凡例



## 【 注意事項 】

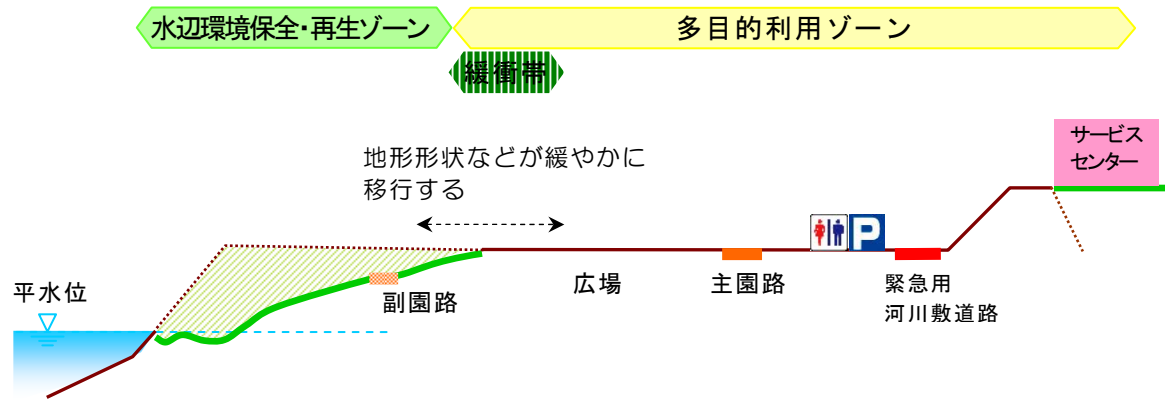
この模式図は、各ゾーンの考え方と、整備及び管理運営にあたっての考え方に基づき、各ゾーンの配置と利用及び管理運営のための施設の設置方法の一つの例として模式的に図化したものです。

このため、実際に整備及び管理運営を行う場合には、この模式図どおりに行うものではなく、淀川の自然環境の保全・再生を図り、その上で、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる河川公園として、地区ごとの特性を考慮しながら、より詳細な検討を行う必要があります。

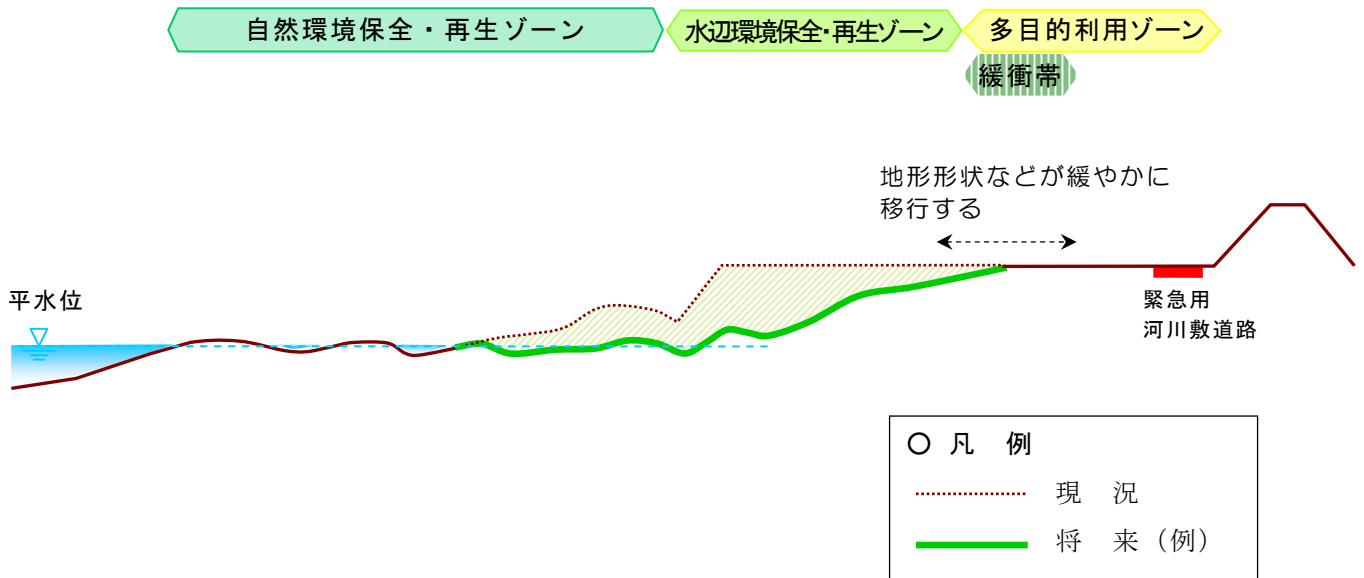
なお、多目的利用ゾーンと他のゾーンが接する部分については、地形形状などが緩やかに移行するように多目的利用ゾーンに緩衝帯を確保します。

## 別図2 ゾーニング模式断面図

### 【利用ニーズが大きい地区の例】



### 【生物の生息・生育の場としてとくに重要な地区の例】



### 【注意事項】

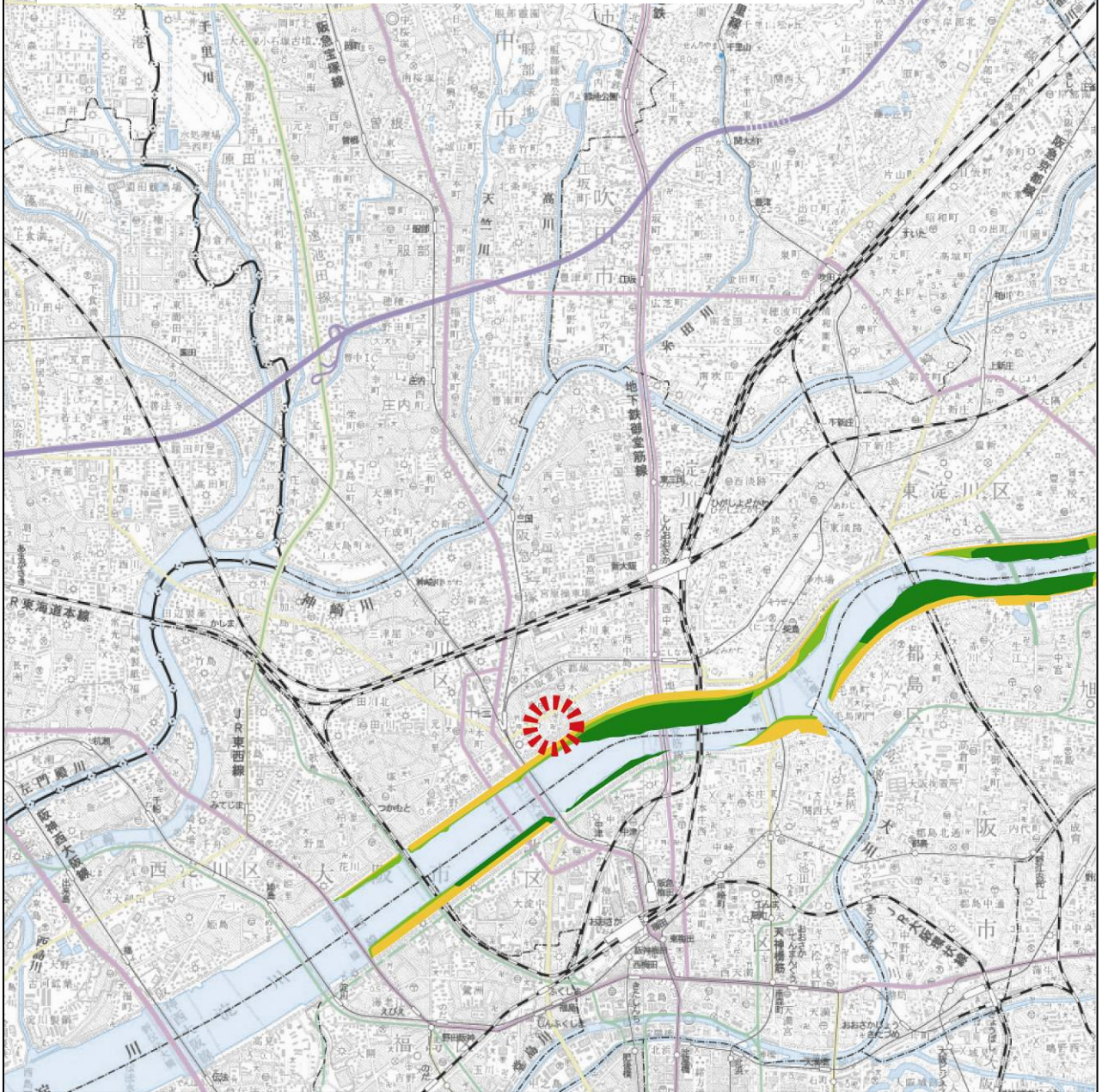
この模式図は、各ゾーンの考え方と、整備及び管理運営にあたっての考え方に基づき、各ゾーンの配置と利用及び管理運営のための施設の設置方法の一つの例として模式的に図化したものです。

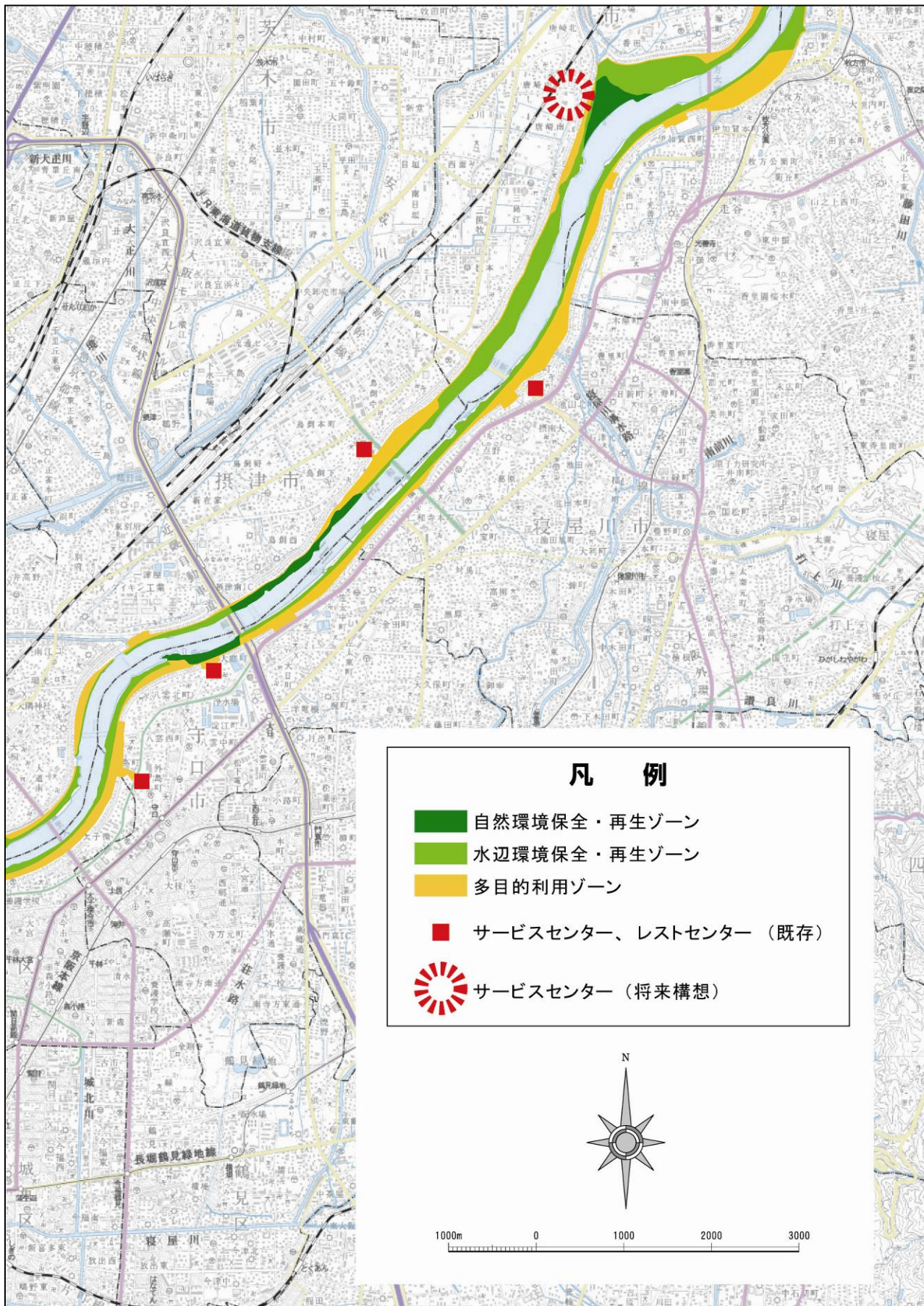
このため、実際に整備及び管理運営を行う場合には、この模式図どおりに行うものではなく、淀川の自然環境の保全・再生を図り、その上で、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる河川公園として、地区ごとの特性を考慮しながら、より詳細な検討を行う必要があります。

なお、多目的利用ゾーンと他のゾーンが接する部分については、地形形状などが緩やかに移行するように多目的利用ゾーンに緩衝帯を確保します。

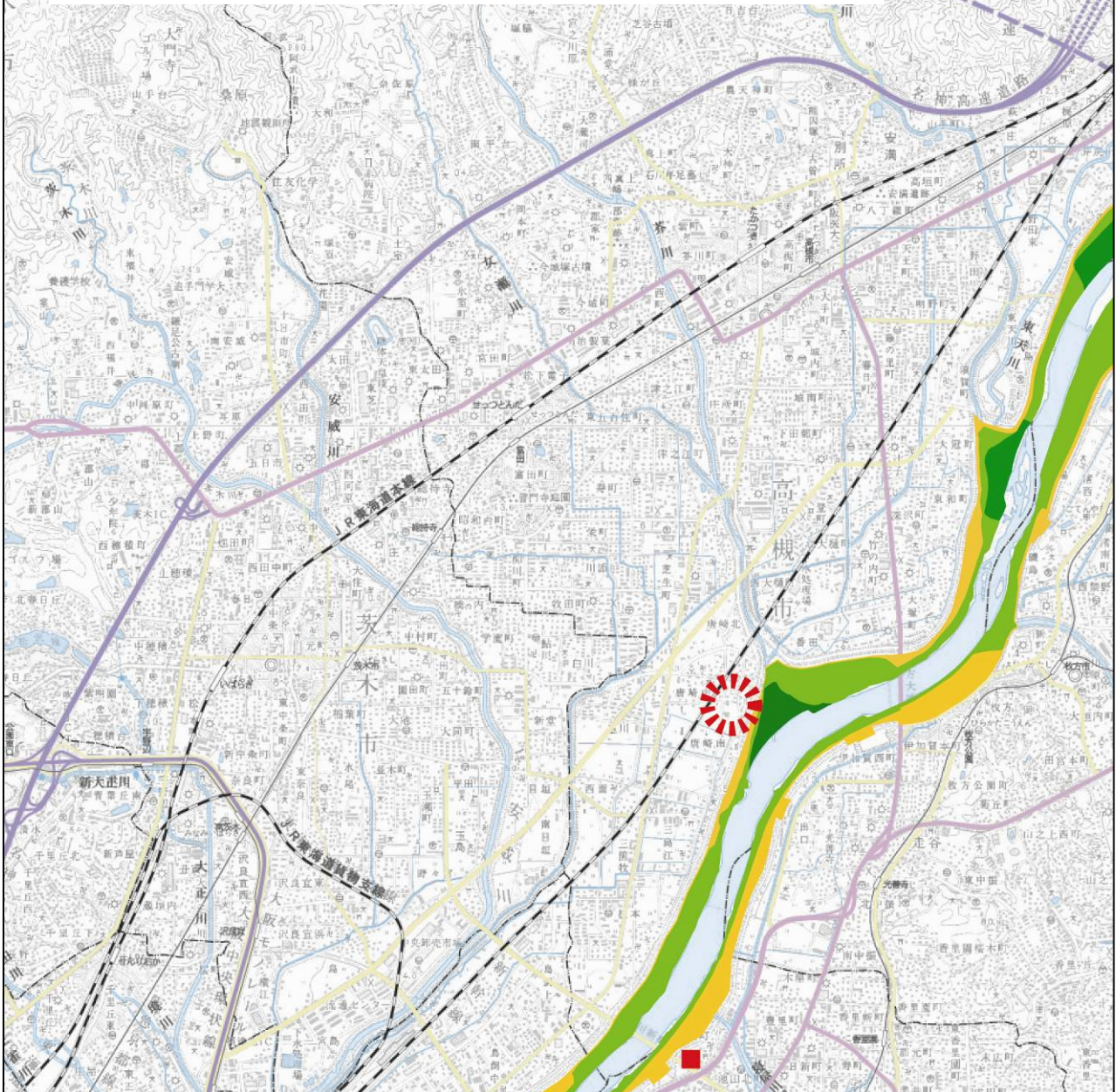
### 別図3 ゾーニング計画図

- ※ この計画図は、平成 15 年 3 月時点の淀川の地形図をもとに、本案における各ゾーンの整備及び管理運営の目的と内容、並びに淀川水系河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シート（平成 18 年 3 月 22 日）を踏まえ、図化したものです。
- ※ ゾーニングについては、自然環境の状況や社会動向、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ、自然環境の保全・再生が図られた場合は、自然環境保全・再生ゾーンや水辺環境保全・再生ゾーンを拡大するなどの見直しを行うものです。
- ※ 具体的な整備及び管理運営にあたっては、本基本計画の趣旨及びゾーニング模式図、本計画図をもとに、地区ごとの特性を活かしながら、より詳細な検討を行う必要があります。
- ※ 多目的利用ゾーンと他のゾーンが接する部分については、地形形状などが緩やかに移行するよう多目的利用ゾーンに緩衝帯を確保しますが、この図では縮尺の関係上表現できていません。

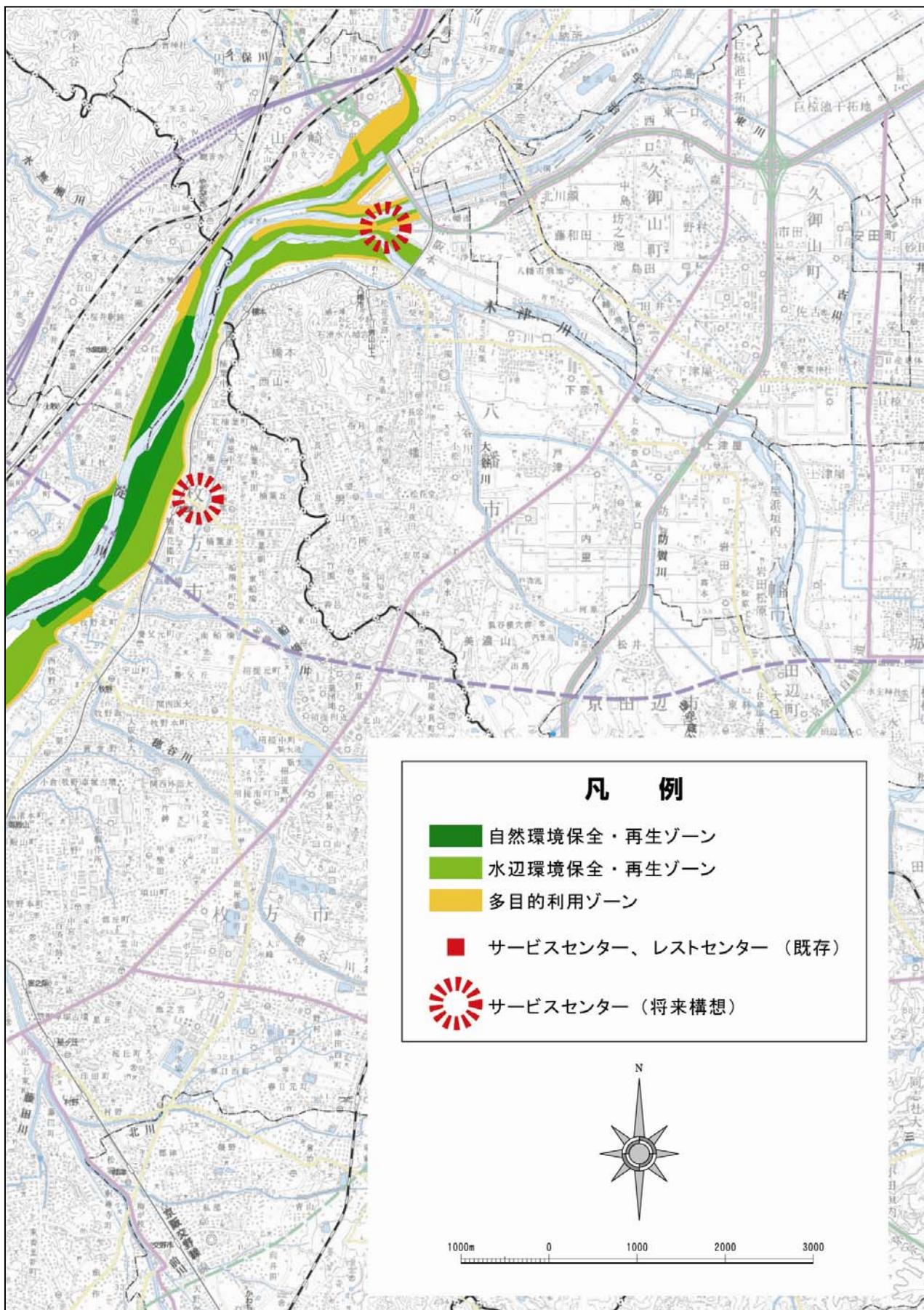




- ※ この計画図は、平成 15 年 3 月時点の淀川の地形図をもとに、本案における各ゾーンの整備及び管理運営の目的と内容、並びに淀川水系河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シート（平成 18 年 3 月 22 日）を踏まえ、図化したものです。
- ※ ゾーニングについては、自然環境の状況や社会動向、周辺の都市の状況、利用動向などの変化を踏まえ、自然環境の保全・再生が図られた場合は、自然環境保全・再生ゾーンや水辺環境保全・再生ゾーンを拡大するなどの見直しを行うものです。
- ※ 具体的な整備及び管理運営にあたっては、本基本計画の趣旨及びゾーニング模式図、本計画図をもとに、地区ごとの特性を活かしながら、より詳細な検討を行う必要があります。
- ※ 多目的利用ゾーンと他のゾーンが接する部分については、地形形状などが緩やかに移行するよう多目的利用ゾーンに緩衝帯を確保しますが、この図では縮尺の関係上表現できていません。







## 淀川河川公園基本計画とりまとめにあたっての委員長挨拶

淀川河川公園は、近畿圏において最大の生活資源、すなわち心身の両面にわたって人間らしく生きる環境としてのレクリエーションの場、と言ってよいと思います。古来、歴史・文化・自然環境等々を始めとして、この水系があってこそその近畿があり、その歴史をさかのぼると日本の社会が成立して今日に至っている文化のバックボーンとでも言える水の流れであり、それが今後いかにあるべきか、が委員会の中で問われて来たのだと考えます。しかも近未来の課題と言われている地球温暖化などの自然環境問題や少子高齢化などの社会環境問題などのそれぞれの課題に対応した、今後の淀川の自然環境や歴史文化を生かした河川の公園緑地としていかにあるべきか、が問われたのです。

この国土で難波京、長岡京、平安京の昔から、あるいは、より古く有史以前から、日本の文化などを育てて来た淀川が、今、都市化が極限状態に近い京都盆地、大阪平野を貫く河川として多くの課題を抱えています。

特に、今後の10年間を考えても、温暖化に伴う気象変動が生態系に及ぼす影響、たとえば近畿圏でも落葉樹の枯死が方々に見られると聞きますが、その中で淀川の自然とはいかにあるべきかの検討も今後に待たれます。

社会環境についても、スポーツ重視の公園計画が問題視されてきましたが、近い将来には日本の人口の30%に達すると見込まれる高齢者が求めるレクリエーションとは何か、その環境整備はいかにあるべきか。そして、それを解明するために必要な公園利用実態の動的な把握はどのように考えられるか、といった検討がさらに必要です。

以上から、これまでの基本計画にも指摘されている「研究の推進」と「段階的な試行と検討」は、今後とも、改定計画を進める上に不可欠な課題だと考えられます。

そのような考えのもと、これからこの計画が自然環境、社会環境などの新しい動きに伴う科学の進展などに、たゆまぬ検討の機会を常に求めながら、より良い方向へ発展するよう、期待し念願しています。

重ねて、我々の子孫が自然に恵まれ歴史文化を物語る淀川の公園を誇りに出来るよう、その希望の言葉をもって御挨拶にかえさせていただきます。

また、委員の皆様方におかれましても、長期間におよぶ検討、誠にありがとうございました。

平成20年5月31日

淀川河川公園基本計画改定委員会  
委員長 近藤公夫

## 参考 1. 淀川河川公園基本計画改定委員会の構成

|       | 氏 名                          | 役 職 名                                 |
|-------|------------------------------|---------------------------------------|
| 委員 長  | 近藤 公夫                        | 奈良女子大学名誉教授                            |
| 副委員 長 | 今本 博健                        | 京都大学名誉教授                              |
| 委 員   | 綾 史郎                         | 大阪工業大学工学部教授                           |
|       | 有馬 忠雄                        | 元大阪府自然環境保全指導員                         |
|       | 大西 裕子                        | 弁護士                                   |
|       | 小佐田 定雄                       | 落語作家 ※注 1                             |
|       | 木原 勝彬                        | ローカル・ガバナンス研究所 所長<br>NPO政策研究所前理事長 ※注 2 |
|       | 木村 俊二郎                       | 大阪子どもの水辺ネットワーク幹事                      |
|       | 栗本 智代                        | 大阪ガスエネルギー・文化研究所研究員                    |
|       | 高崎 邦子                        | JTB西日本 総務部西日本広報室長                     |
|       | 田村 公一                        | (財)河川環境管理財団大阪事務所長 ※注 3                |
|       | 堤 幸一                         | 湖沼ネット 事務局長 ※注 4                       |
|       | 原田 宗彦                        | 早稲田大学大学院人間科学研究科教授                     |
|       | 槇村 久子                        | 京都女子大学大学院公共圏創成研究科教授                   |
|       | 増田 昇                         | 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授                  |
|       | 榊屋 正                         | 元地球環境関西フォーラム事務総長                      |
|       | 村上 興正                        | 元京都大学大学院講師                            |
|       | 持田 亮                         | (財)河川環境管理財団大阪事務所長 ※注 1                |
| 森下 郁子 | (社)淡水生物研究所所長                 |                                       |
| 吉田 禎宏 | 大阪放送(株) 営業局事業部長 ※注 2         |                                       |
| 吉村 直樹 | 大阪放送(株) 制作報道部チーフプロデューサー ※注 4 |                                       |

(五十音順・敬称略)

注 1：第 1 回委員会 (H16.7.8) まで参加

注 2：第 8 回委員会 (H18.2.21) まで参加

注 3：第 2 回委員会 (H16.9.28) より参加

注 4：第 10 回委員会 (H18.7.6) より参加

|                      | 役 職 名                      |
|----------------------|----------------------------|
| 行政委員                 | 大阪府都市整備部長 ※注 1             |
|                      | 京都府建設交通部長 ※注 2             |
|                      | 大阪市ゆとりとみどり振興局緑化総括技監        |
|                      | 高槻市長                       |
|                      | 枚方市長                       |
|                      | 守口市長                       |
|                      | 寝屋川市長                      |
|                      | 摂津市長                       |
|                      | 八幡市長                       |
|                      | 島本町長                       |
|                      | 大山崎町長                      |
|                      | 国土交通省近畿地方整備局建政部長           |
|                      | 国土交通省近畿地方整備局地方事業評価管理官 ※注 3 |
|                      | 国土交通省近畿地方整備局河川部河川調査官       |
| 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長 |                            |

(順不同)

注 1：平成 18 年度に土木部より改称

注 2：平成 20 年度に土木建築部より改称

注 3：平成 18 年度に企画部環境調整官より変更

## 参考2. 検討の経緯

| 委員会           | 開催月日                       | 主な検討項目                                                                      |
|---------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 第1回           | 平成16年7月8日(木)               | * 委員会のあり方<br>* 淀川河川公園の経緯と現況                                                 |
| 第2回           | 平成16年9月28日(火)              | * 本委員会の検討範囲<br>* 淀川河川公園の特性と課題<br>* これからの淀川河川公園のあり方                          |
| 第3回           | 平成17年1月18日(火)              | * 現基本計画の検証<br>* 淀川河川公園の検討課題<br>* 淀川河川公園のあり方(案)                              |
| 第4回           | 平成17年3月16日(水)              | * 基本計画の構成及び考え方(案)<br>* 今後の委員会運営、意見集約について                                    |
| 第5回           | 平成17年9月22日(木)              | * ケーススタディ地区の検討<br>・地区の選定方法、検討項目                                             |
| 第6回           | 平成17年11月2日(水)              | * ケーススタディ地区の検討<br>・ケーススタディの構成、まとめ方<br>・ケーススタディの検討に必要な資料<br>・十三ケーススタディ地区の考え方 |
| 第7回           | 平成17年12月27日(火)             | * 十三ケーススタディ地区の検討①                                                           |
| 第8回           | 平成18年2月21日(火)              | * 十三ケーススタディ地区の検討②                                                           |
| 第9回           | 平成18年5月10日(水)              | * 十三ケーススタディ地区の検討③                                                           |
| 第10回          | 平成18年7月6日(水)               | * 太間ケーススタディ地区の検討①                                                           |
| 第11回          | 平成18年9月8日(金)               | * 太間ケーススタディ地区の検討②                                                           |
| 第12回          | 平成18年10月31日(火)             | * 太間ケーススタディ地区の検討③                                                           |
| 第13回          | 平成18年12月21日(木)             | * 芥川ケーススタディ地区の検討①                                                           |
| 第14回          | 平成19年2月23日(金)              | * 芥川ケーススタディ地区の検討②                                                           |
| 第15回          | 平成19年4月19日(木)              | * 樟葉ケーススタディ地区の検討①                                                           |
| 第16回          | 平成19年6月21日(木)              | * 樟葉ケーススタディ地区の検討②                                                           |
| 第17回          | 平成19年8月6日(月)               | * 基本計画改定作業方針の検討                                                             |
| 第18回          | 平成19年10月11日(木)             | * 各ケーススタディ地区の現況と評価、課題、対応策(案)のまとめ                                            |
| 第19回          | 平成19年11月12日(月)             | * 基本計画(素案)の検討①                                                              |
| 第20回          | 平成19年11月28日(水)             | * 基本計画(素案)の検討②                                                              |
| 第21回          | 平成19年12月17日(月)             | * 基本計画(原案)の検討①                                                              |
| 第22回          | 平成20年1月22日(火)              | * 基本計画(原案修正案)の検討                                                            |
| 第23回          | 平成20年2月18日(月)              | * 基本計画(案)の検討①                                                               |
| 第24回          | 平成20年3月19日(水)              | * 基本計画(案)の検討②<br>* パブリックコメントの実施について                                         |
| パブリック<br>コメント | 平成20年3月31日(月)<br>～4月30日(水) | * パブリックコメントの実施                                                              |
| 第25回          | 平成20年5月20日(火)              | * パブリックコメントの結果について<br>* パブリックコメントを受けた改定 淀川河川公園基本計画(案)の修正について                |